

令和4年度事業計画 重点事業の概要

現状認識と事業の基本的な考え方

令和2(2020)年初頭に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、2年が経過するも、変異株の度重なる出現により収束が見通せない状況である。わが国においては、感染抑制の取り組みによる経済・社会活動の制限が長期化するなか、休業や失業などによる収入の減少、住居の維持の困難化など生活に困窮する人びとの急増、孤立・孤独問題の深刻化、自殺者の増加など、複雑かつ多様な生活・福祉課題を顕在化させることとなった。とくに、自営業やフリーランス、パートやアルバイト等不安定雇用にある若者、ひとり親世帯、外国人など生活基盤が脆弱であった人びとはより厳しい影響を受けることとなった。

そうした緊急事態に公の対策としていち早く実施された全国の社会福祉協議会(以下、「社協」)による生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)特例貸付は、令和4年1月時点で約310万件・1兆3,000億円を超える未曾有の規模となっている。さらに、生活困窮者自立支援制度による自立支援相談件数も約80万件(令和2年度)と平時の3倍近くとなっている。

また、外出機会や人との交流が制限される状況が長引くなか、地域にあって訪問や相談活動を続けている民生委員・児童委員、福祉サービス利用者の命と生活を守るために不可欠なサービスや支援を提供し続けている社会福祉法人・福祉施設職員、在宅サービス従事者等の負担も一層拡大しており、こうした人びとへの支援とともに、次なる感染拡大への備えも重要となっている。

今後、コロナ対策とともに経済活動や人びとの生活様式が変化していくなかにおいて、この厳しい状況をどう乗り越え、社会の安全・安心をどう取り戻すか、福祉関係者による実効ある支援の取り組みの継続が強く求められるところとなっており、本会としても、そうした現場実践を支えるための活動が重要となっている。

令和4年度は、こうしたコロナ禍により顕在化した生活・福祉課題への対応、とくに上記特例貸付に係る償還業務が開始され、長期的な対応とそのための職員体制等の確保が重要かつ不可欠な課題となる。また、社会保障・社会福祉諸制度についても、生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の見直し、児童福祉法改正、こども家庭庁の設置や社会福祉連携推進法人制度施行等が予定されており、それぞれの制度改善、法改正が福祉現場の活動を的確に支えるものとなるよう適宜対応が求められることとなる。

一方、コロナ禍に伴うさまざまな環境変化や制約は本会事業・財政にこれまでにない極めて厳しい影響を及ぼしている。今後 10 年間の福祉関係者共通の取り組み方針として策定した「全社協 福祉ビジョン 2020」、およびその実現に向けた本会自身の「行動方針」に基づく具体的取り組みの確実な推進を令和 4 年度から具体的に図り、本会が引き続き全国組織として必要とされる役割を果たしていく一方で、安定的かつ継続的に組織運営、事業展開を図るための事業・組織・財政等の課題の明確化に基づく経営基盤強化への取り組みが不可欠となっている。

こうしたなか、令和 4 年度の事業における最重点は、「全社協 福祉ビジョン 2020」が掲げる「ともに生きる豊かな地域社会の実現」をめざし、引き続き 地域共生社会実現に向けた地域福祉の基盤強化、 災害福祉支援活動の推進、 福祉人材の確保、育成、定着への取り組み、の 3 点とし、事業推進にあたっては、本会構成組織である社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等と一層の連携・協働を図るとともに、保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO・ボランティア等の多様な組織・関係者との重層的かつ効果的な連携を図ることとする。

令和 4 年度事業の最重点

1. 地域共生社会実現に向けた地域福祉の基盤強化

令和 2 年 2 月、全国の福祉関係者による取り組みの羅針盤として本会が提示した「全社協 福祉ビジョン 2020」がめざす「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、本会各構成組織に対し、本ビジョンに基づく「行動方針」の策定を引き続き働きかけるとともに、構成組織以外の幅広い組織、団体等に対しても「福祉ビジョン」の普及・啓発を図り、その取り組みを推進する。あわせて、「福祉ビジョン」の実現に必要な社会保障・社会福祉諸制度の見直し、コロナ禍において顕在化した生活・福祉課題への対応を含め、制度改善・予算拡充についての検討を行い、要望活動等を通じてその実現を図る。

また、人びとの生活・福祉課題が一層深刻化・複雑化するなか、種々の課題を有する人びとへの支援と課題解決のためには、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等が多様な関係者とも連携・協働しつつ、生活困窮者自立支援事業、権利擁護、地域包括支援等の事業を中核とした相談支援活動、さらには制度の枠を超えた公益的な支援活動に積極的に取り組んでいく必要がある。そのため、そうした取り組みの中心的な役割を担う市区町村・都道府県社協の職員体制の強化、社会福祉法人と社協等の連携・協働の推進、民生委員・児童委員の活動環境整備等、地域福祉の基盤強化に向けた取り組みを推進する。

【 目 標 】

- ・ 本会各構成組織すべてにおける「行動方針」策定と取り組みの着実な推進
- ・ 現場実践を踏まえた要望、意見表明、提案等の適時適切な実施
- ・ 市区町村・都道府県社協の職員体制の強化（正規・常勤職員の配置増）

(1) 「全社協 福祉ビジョン 2020」の推進と政策提言等

「全社協 福祉ビジョン 2020」の推進

- ・ 「全社協 福祉ビジョン 2020」の本会構成組織（社協・種別協議会等）および幅広い関係者・団体への普及・啓発に基づく取り組みの推進
 - ・ 各構成組織における「行動方針」の策定に向けた働きかけ
 - ・ 「福祉ビジョン 21 世紀セミナー」(令和 4 年 10 月)の開催
- 政策委員会による調査研究・提言・要望活動
- ・ コロナ禍において顕在化した生活・福祉課題を踏まえた制度・予算に関する要望活動の実施

- ・ 政策委員会テーマ別検討会「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会」における提言のとりまとめ
- 社会福祉諸制度・政策動向への対応
- ・ 生活保護制度および生活困窮者自立支援法の見直し
 - ・ 児童福祉法改正、こども家庭庁設置への対応
- 「全社協 福祉懇談会」(令和4年10月)の開催
- (2) 市町村における重層的支援体制整備の推進、社協の総合力の向上
- 市町村における重層的支援体制整備事業に関する社協の積極的関与の働きかけ
改正社会福祉法等を踏まえた「社協・生活支援活動強化方針」第3次アクションプランの策定、各社協における取り組みへの働きかけ
社協を取り巻く環境変化や「全社協 福祉ビジョン 2020」を踏まえた「新・社協基本要項」の改定検討
コロナ禍により困窮した子育て家庭への支援
- ・ ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業
- (3) 社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働による「地域における公益的な取組」の推進
- すべての社協、社会福祉法人・福祉施設における現況報告書への「地域における公益的な取組」の記載の周知徹底
社協と社会福祉法人・福祉施設の連携によるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の養成
- (4) 社会福祉法人の経営基盤の強化等
- 社会福祉連携推進法人制度の施行状況、人口減少地域の施設経営等の課題の把握・分析、事例収集と情報提供
社会福祉法人の事業展開等に向けた指針策定、多角化・多機能化に関する経営実践事例の収集・提供
WEB 経営診断(アクションプランチェックリスト等)の活用促進、経営分析・経営改善支援の本格的な実施
- (5) 社会福祉法人・福祉施設による地域生活課題への取り組み
- 社会福祉法人・福祉施設等における生活困窮者支援などの取り組み推進
社会福祉法人におけるSDGsに関する取り組みの推進
- (6) 民生委員・児童委員の活動環境整備、民児協活動の強化
- 「単位民児協版活動強化方策」策定への働きかけと「全民児連 行動指針」を踏まえた「地域共生社会事例集」(仮称)の作成・普及

今後の民生委員・児童委員の職務や行政協力活動の整理、働きながら活動ができる環境づくり等の検討

こども家庭庁設置に伴う児童委員制度改正への対応と円滑な活動推進

民生委員・児童委員の一斉改選に向けた PR 強化、民生委員・児童委員活動への理解づくりを一層進めるための広報活動の強化

2. 災害福祉支援活動の推進

大規模かつ広域的な災害が頻発するなか、災害ボランティア（センター）活動、災害派遣福祉チーム（DWAT）による避難者支援、福祉施設・事業所の事業継続支援等が重要性を増し、平時からの体制整備の推進が求められていることから、災害ボランティア活動に関する人材養成、幅広い福祉関係者による「災害福祉支援ネットワーク」構築と「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の組織化、構成員の拡大等に向けた取り組みを引き続き推進する。

同時に、「災害福祉支援活動の強化に向けた検討会」報告（令和 3 年度）を踏まえ、災害救助法等に「福祉」を位置づけるための要望活動を継続的に展開するとともに、引き続き、「災害福祉支援センター」の役割・機能の周知を図る。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束がみえないなか、社会福祉の現場においては福祉サービス利用者、職員の感染リスクに常に向き合いながら事業継続を図っており、事業面、経営面でも大きな影響が生じていることから、現場支援の取り組みの継続とともに、今回の経験を踏まえた次への備えを進める。

【 目 標 】

- ・「災害福祉支援センター」構想の具体化
- ・全都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築および DWAT の組織化
- ・災害法制（災害救助法等）における福祉支援の明確化

（ 1 ）令和 3 年度検討会提言内容の実現に向けた取り組み

災害救助法、災害対策基本法等における福祉支援の法定化への働きかけ
平時および発災後の活動に関する財政基盤の確立（公費負担の拡充等）

（ 2 ）大規模災害に備える平時からの体制整備の促進

「災害福祉支援センター」構想の具体化への働きかけ

「災害ボランティア活動への支援の推進事業」（国庫補助）の実施

災害ボランティア活動に関する体制整備の推進

- ・ 「災害ボランティアセンター運営者研修プログラム」の実施
 - ・ 地方自治体と社協間での災害ボランティア活動等に関する協定等の締結の推進
- 災害福祉支援ネットワークの構築および災害派遣福祉チーム（DWAT）の組織化と機能強化
- ・ 全国段階のセンター事業の受託（全国段階のセンター機能の整理を含め）

（３）発災時における福祉支援活動の展開

都道府県および市区町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援
社協の全国ネットワークを活かした応援職員の広域派遣調整の実施
被災した社会福祉法人・福祉施設の事業継続、復旧・復興支援の取り組み

（４）新型コロナウイルス感染症への対応

緊急小口資金等の特例貸付に係る債権管理業務への支援

- ・ 業務システムの改修
- ・ 市区町村社協の体制整備を含む事務費確保への取り組み

福祉施設・事業所の事業継続のための要望活動等

コロナ禍において顕在化した地域生活課題への取り組みの推進、制度・予算に関する要望活動の実施

３．福祉人材の確保、育成、定着への取り組み

少子高齢化がさらに進み、労働力人口が減少する 2030 年に向けては、質の高い福祉サービスの提供に不可欠な人材の確保・育成・定着を図ることが極めて重要な課題となっている。そのため、令和 2 年度に政策委員会が策定した「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の取組方策 2021」が掲げる 3 つの目標、多様な人材が活躍できる福祉現場の実現、福祉人材育成の体制整備、働きやすく、働き続けられる職場づくりへの取り組みを引き続き推進する。

また、コロナ禍のなかで福祉サービス利用者の命と生活を支え続けてきた福祉人材の継続的な処遇改善、社協や福祉施設における職員体制の強化に向けた要望・提言活動を行い、その実現に取り組む。

【 目 標 】

- ・ 都道府県・市町村社協職員の体制強化（正規・常勤職員の配置増）
- ・ 福祉人材の継続的な処遇改善の実現と福祉施設の職員配置基準の充実
- ・ 多様な人材の確保と働きやすい職場づくりの推進による定着率の向上

- (1) 社協、社会福祉法人・福祉施設の職員体制強化
「地域を支える福祉人材の確保・育成・定着の取組方策 2021」に基づく取り組みの推進
都道府県・指定都市社協職員の体制強化に向けたエビデンスに基づく要望活動の展開
福祉施設の高機能化・多機能化等を実現するための職員配置の実現
- (2) 多様な人材の確保に向けた取り組み
「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」(3 か年計画)に基づく取り組みの推進
- ・ 法制化 30 周年を迎える福祉人材センター事業について、アフターコロナを視野に入れた取り組み方針の整理
- 新「福祉人材情報システム」(COOL SYSTEM)の稼働
介護助手等普及促進員(仮称)配置事業(厚生労働省)の推進
働きやすい職場づくりに向けた取り組みの推進
- ・ すべての介護・保育・福祉職員等の継続的な処遇改善への要望
 - ・ 社会福祉法人・福祉施設における多様な人材の確保(採用・育成・定着)に向けたツール、情報の提供
- 外国人介護人材の確保に向けた情報プラットフォームの活性化、都道府県単位等での情報交換等による受入体制の整備
- (3) 福祉人材の育成・定着に資する研修事業の企画・実施
中央福祉学院研修事業の充実
- ・ コロナ禍を踏まえた研修事業のあり方検討
- 「ふくし未来塾」(第2年次)の展開
- ・ プログラムの充実(講義内容の拡充、ゼミ・演習の企画)
- (4) 福祉の職場の魅力向上と発信
ホームページ等を通じた福祉の仕事の魅力ややりがいの発信

分野別課題等への取り組み（主要事業）

1．権利擁護の推進と福祉サービスの質の向上

（1）地域における総合的な権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、成年後見制度の拡充

- ・ 日常生活自立支援事業のあり方に関する検討、財源確保、事業運営体制の強化に向けた実態把握、課題整理と国等への改善の働きかけ
- ・ 第二期成年後見制度利用促進計画を踏まえた「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」の見直し・周知
- ・ 市町村中核機関等からの相談に対応する全国相談窓口（K-ねっと）の運営と都道府県段階での専門相談機能の整備支援

障害者権利条約や改正障害者差別解消法に関する啓発、障害者の権利擁護、虐待防止の推進（改訂「障害者虐待防止のためのガイドブック」の普及等）

児童虐待防止に向け、地域の子ども・子育て家庭が抱える制度の狭間の福祉ニーズとその継続的な支援に向けた取り組み方策の提案

（2）福祉サービスの質の向上への取り組み

第三者評価事業全国推進組織としての取り組み

- ・ 「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」報告（令和3年度）を踏まえた事業の見直しに向けた国との協議
- ・ 社会的養護関係施設第三者評価基準（改定版）の周知による評価事業の推進
都道府県運営適正化委員会の活動支援
- ・ 「運営適正化委員会事業の今後のあり方に関する検討会」（仮称）設置による今後の事業展開の検討
- ・ 「運営適正化委員会マニュアル」の普及

（3）福祉サービス提供手法の改善、効率化の促進

社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員活動等、福祉現場における福祉機器、ICTの活用によるサービスの向上と効率化の両立

2．生活福祉資金貸付制度の推進

年金担保貸付事業廃止（令和3年度末）に伴う低所得高齢者の資金ニーズと本貸付事業での対応状況の把握、課題分析

コロナ特例貸付等を踏まえた今後の貸付事業のあり方検討

市区町村社協における借受人に対する相談支援体制の強化（事務費の確保等）

3．高齢者福祉、介護保険制度への取り組み

(1) 第9期介護保険事業計画策定に向けた取り組み

令和3年度報酬改定の検証等を踏まえた次期報酬改定に向けた要望事項等の整理

(2) 社協における介護サービス事業経営の強化

民間事業者の参入が少ない地域での在宅サービス実施社協の課題整理、政策提言等
経営状況の把握（データ）と経営改善、サービスの質の向上への取り組み支援

4．障害保健福祉施策拡充への取り組み

(1) 障害者総合支援法見直し、障害福祉サービス等報酬改定への対応

改正障害者総合支援法施行後3年の見直しへの対応

令和3年度報酬改定の影響分析と次期報酬改定への要望事項等の整理

(2) 就労支援事業所の取り組み支援

コロナ禍における就労支援事業所の経営課題の把握、分析、支援

優先調達推進法施行10周年（令和5年度）キャンペーンに向けた取り組みと受注
拡大

5．子ども家庭福祉の拡充等

(1) 児童福祉法改正、こども家庭庁設置への対応（一部再掲）

関係部所連携による法改正への対応、取り組み

こども家庭庁設置に伴う課題整理と対応

(2) 子どもの良質な成育環境の保障に向けた取り組み

保育の「質の向上」に向けた取り組み、人口減少地域における保育の継続のための
方策等についての検討と提言

保育所等の機能強化（法人・施設間での保育関連事業の連携、社会福祉連携推進法
人制度の活用等）に関する検討

(3) 社会的養護施設の機能強化等への取り組み

社会的養護施設の今後の役割と多機能化・高機能化に関する検討・提言、要望活動
の展開

社会的養護施設等を退所した児童等への支援強化に向けた関係機関（社協、生活困
窮者自立相談支援機関等）との連携促進

6．国際交流・支援活動の推進

(1) アジア各国との民間社会福祉交流・支援事業の実施

「アジアの子どもたちに寄り添い、育むプロジェクト」(仮称)の創設
アジア社会福祉従事者研修事業の再開に向けた準備
アジア「修了生福祉活動助成事業」の実施

(2) アジア各国との連携・相互理解の促進

日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議(日本主催)の開催

7．福祉のナショナルセンターとしての組織運営

(1) 第三期中期経営計画に基づく事業推進と組織体制の強化

事業推進体制と財政基盤の強化

- ・ 事務局機構・体制(種別協事務局のあり方含む) 事業運営委員会の見直し
 - ・ 財政再建、経常的な収支改善のための取り組み推進
- 新霞が関ビル、ロフォス湘南(中央福祉学院)の安定経営
- ・ 新霞が関ビル維持管理方針の策定
 - ・ ロフォス湘南(中央福祉学院)の今後の施設の維持管理に関する基本方針および財政計画策定

(2) 広報事業の充実・強化

福祉のナショナルセンターとしての情報発信強化

- ・ 「全社協 Action Report」, 「Annual Report」(年次報告書)の発行
 - ・ 「全社協 福祉ビジョン 2020」に基づく実践の発信
- ホームページの充実

(3) 出版事業の充実

参考図書、月刊誌等の刊行

- ・ 顧客目線を重視した雑誌、書籍の企画強化

販売促進

- ・ 「学習双書」「保育士養成講座」の養成校等への販売促進強化
- ・ ホームページの開設、インターネットサイト等を活用した販売チャネルの拡大